

## 2. 筆記試験受験時の注意

定期試験期間の注意事項に準ずるので、科目設置学部等の履修要項該当頁を参照してください。ただし、追試験および試験時間重複特別試験においては、下記の諸点に注意してください。

- 事前の手続きは必要ありません。
- 試験当日、指定された座席で受験してください。
- 試験実施キャンパス・試験場については、「6. 筆記試験・口頭試問 時間割」を確認すること。
- 試験開始10分前には、必ず指定された座席に着席してください。
- 試験を受験できなかった場合の特別措置は一切行いません。  
\*30分以上の交通機関の遅延により試験場に入室できなかった場合も、特別措置は行いません。
- 追試験／試験時間重複特別試験の実施に際し、しょうがい、傷病のため、科目設置学部等の試験規程に沿った受験が困難であることが予想される場合、受験上の配慮の希望を申請することができる。申請を希望する場合、教務事務センター窓口にて、希望する配慮内容を相談すること。また、2022年度秋学期に、基礎疾患等により対面授業の受講に関する配慮が認められた学生についても試験受験上の配慮の希望を申請することができる。申請がなされた場合、科目設置学部等により措置の可否およびその方法を決定する。

【申請方法】 次の3点の書類を教務事務センター（池袋または新座）の窓口提出すること。

- ① 「試験受験上の配慮申請書」（同窓口で交付）〔必須〕
- ② 履修登録状況画面のコピー（対象科目をマーカーで示す）〔必須〕
- ③ 配慮が必要な状態であることを証明する書類（診断書等）〔以下申請上の注意②を参照〕

【申請上の注意】 ① 独立研究科の科目については、独立研究科事務室で同様に申請すること。

② 証明書類について

- i) しょうがい学生支援室に提出したことがある者は提出不要。
- ii) 複数窓口申請する場合には、独立研究科事務室への提出分は、写し（コピー）で差し支えない。
- iii) 過去に受験上の配慮申請が認められた者が、同様の内容の配慮を申請する場合は提出不要。

【受験上の配慮例】 点字受験、解答用紙の拡大、補聴器の持参使用等、別室受験（基礎疾患等による配慮）等

**【申請期限】**

**2023年2月25日（土）12:30**

**※締切に関する日時はすべて日本標準時（JST）を基準とする。**

**※上記で示した申請期限より後に不測の負傷や不測の発病等により受験上の配慮が必要な状況が生じた場合に限り、申請期限以降の申請を受け付けることがある。**

**※前学期までと同様の配慮を継続して希望する場合も含め、「受験上の配慮」を希望するすべての学生は上記で示した申請期限までに申請すること。**

## 新型コロナウイルス感染症に関連した受験時の注意

2022年度秋学期末・学年末追試験実施にあたり、新型コロナウイルス感染症の予防対策として、以下の措置を講じる。  
筆記試験の受験を予定している学生は必ず確認すること。

### 1. 感染予防対策について

- ・ 試験場内にアルコール消毒液を設置。
- ・ 試験場内の窓やドアを適宜開け、換気を実施。
- ・ 試験場内の教卓に飛沫防止パーティションを設置し、指示・伝達を実施。

### 2. 受験にあたっての注意事項

- ・ マスクを必ず着用すること。
- ・ 手洗い、うがいを徹底し、必要に応じて手指の消毒等を行うこと。
- ・ 咳エチケットを徹底すること。
- ・ 本学の [「新型コロナウイルス感染症についての入構の可否」](#) を遵守すること。  
あわせて [「【学生向け（試験関連）】新型コロナウイルス感染症に係る入構制限（出校停止）期間」](#)  
を確認すること。
- ・ 各受験者の着席する座席を事前に指定する。  
※試験場内に座席表を掲示する。  
※受験者自身が感染した場合や、周辺に感染者がいたことが判明した場合などに接触履歴を確認する際に使用する。